

請願第 2 号 指定管理者の労働関係法令に違反する行為の根絶を求める請願

受理年月日 平成 3 0 年 6 月 4 日

請 願 者 氏 名 [REDACTED]
所在地 [REDACTED]

紹介議員 名手 宏樹

請願の趣旨 公の施設を管理する指定管理者は、法令の遵守が当然です。指定管理者である法人は、労働者を雇用し、その労働者をして仕様書が示すサービスを市民に提供しています。箕面市は、「指定管理者制度の運用に係る指針」において、募集要項に「地方自治法及び労働基準法等の関連法令等の遵守」を記載し、協定書に「労働関係法令の遵守」を盛り込むこととし、労働関係法令の遵守を指定管理者に求めています。

ところが、箕面市の意に反し、指定管理者の違反行為が散見されます。箕面市立障害者自立支援センターと箕面市立障害者福祉センターささゆり園の指定管理者は、* 1 労働基準法違反で淀川労働基準監督署の行政指導を 2 0 1 1 年 2 月 1 0 日と同年 1 1 月 1 1 日との 2 度にわたり受けました。また、* 2 労働組合法違反で大阪府労働委員会の調査を 2 0 1 7 年 3 月から 2 次にわたり受けています。このように指定管理者が労働関係法令違反を繰り返しています。

法令を遵守しないブラック企業に雇用されている職員の意気が気がりです。利用者虐待は市民サービス劣化の極みです。この指定管理者は、* 3 2 0 1 4 年と 2 0 1 6 年との 2 度にわたり利用者虐待を、2 0 1 3 年に補助金事業の施設で利用者虐待を起こしています。

労働関係法令に違反し、官公署から摘発・勧告等を受けるような法人は、指定管理者にふさわしくありません。前述の「指定管理者制度の運用に係る指針」によると、「労働関係法令に違反し、官公署から摘発・勧告等を受けている場合」は、指定管理の公募に応募ができません。ところが、指定管理者になってからの労働関係法令違反について何もふれられていません。

そこで箕面市に、指定管理者の労働関係法令に違反する行為が根絶するよう実効ある措置を求めます。

* 1 経過

2011. 2. 10 淀川労働基準監督署があかつき福祉会に臨検、即時に是正
勧告書と指導票交付
2011. 3. 14 あかつき福祉会が淀川労働基準監督署に是正報告書提出
ところが、是正報告書通りの是正（改善）がされなかった
2011. 11. 11 淀川労働基準監督署があかつき福祉会に再監督、即時に勧告
書交付
2012. 1. 11 あかつき福祉会が淀川労働基準監督署に是正報告書提出、そ
の際に3点の指導事項あり
2012. 2. 15 あかつき福祉会が淀川労働基準監督署に指導事項の対応結果
を報告
2014. 10. 15 あかつき福祉会が箕面市に一連の経緯を報告

* 2 経過

2017. 2. 20 労働組合が2016年の不当労働行為を大阪府労働委員会
に救済申立（第1次）
2017. 2. 21 大阪府労働委員会が調査開始決定
2017. 3. 23 第1回調査 以降3回調査あり
2017. 11. 2 証人調べ
2017. 12. 12 結審
(2018. 6 命令予定)
2018. 2. 23 労働組合が2017年の不当労働行為を大阪府労働委員会
に救済申立（第2次）
2017. 2. 26 大阪府労働委員会が調査開始決定
2017. 3. 28 第1回調査
2017. 5. 15 第2回調査
(2018. 6. 18 第3回調査予定)

* 3

2013. 6. 13 箕面市障害者ショートステイ室で身体的虐待が発覚
2014. 3. 7 箕面市立障害者自立支援センターで2010年度から
2012年度にかけて経済的虐待があったと箕面市が認定
2015. 11. 4 箕面市立障害者自立支援センターで身体的虐待が発生

請願事項

指定管理者が労働関係法令に違反し官公署から摘発・勧告等を受けた場合には、箕面市は、指定管理者に指導・監督を行い、直ちに違反状態が解消されるようにすること。また、指定管理者が労働関係法令違反を繰り返すなど悪質な場合には、指定管理者の取り消しを含め厳

正に処分すること。

地方自治法第124条の規定により上記の請願書を提出します。